

越前市宅地開発に伴う下水道施設指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、開発区域内の適正な下水道施設(本管、取付管、公共汚水桝等をいう。)の整備を図るため、越前市宅地開発指導要綱(平成17年越前市告示第139号)第14条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事費 宅地開発に伴い必要となる下水道施設の設置等に係る工事に要する費用及び宅地開発区域外において行う舗装の仮の復旧工事(次号において「舗装仮復旧工事」という。)に要する費用をいう。
 - (2) 舗装本復旧費 舗装仮復旧工事のおおむね1年後に行う舗装の復旧工事に要する費用をいう。
 - (3) 事務費 設計積算、材料検収、現場確認、完成検査、竣工図書整理等の管理に必要なものに充てるための費用をいい、工事費及び舗装本復旧費の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、越前市宅地開発指導要綱において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 宅地開発を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、事前に市長と協議しなければならない。

- 2 前項の協議は、申請書のほか当該開発に係る位置図、計画平面図、縦断図、横断図、構造図、施工体制等の提出により行うものとする。

(設置基準)

第4条 下水道施設の既設下水道管へのつなぎ込みについては、市長と協議の上その指示に従うものとする。

- 2 下水道施設は、当該開発区域について想定される計画時間最大汚水量に対し、支障なく排水できる構造及び能力を持ったものとする。
- 3 下水道施設の設計及び施工は、下水道施設計画・設計指針と解説(社団法人 日本下水道協会発行)等に基づき行うものとする。

(費用負担)

第5条 工事費の全額、舗装本復旧費及び事務費は、申請者の負担とする。

- 2 宅地開発に伴う下水道施設工事(以下「工事」という。)に係る受益者負担金(受益者分担金及び地元負担金を含む。以下同じ。)については、免除する。

(下水道施設工事の承認)

第6条 市長は、申請者との間において次の項目について協議が成立したときは、同意書を取り交わすことにより下水道施設工事の承認を行うものとする。

(1) 施工方法

工事の設計及び施工は、市長が行う。ただし、市長が承認した場合には、申請者が直接、工事を設計し、及び施工することができる。この場合においては、前条第1項の工事費、舗装本復旧費及び事務費(開発区域外の舗装本復旧費及び事務費を除く。)は、徴収しない。

(2) 完成後の下水道施設

ア 下水道施設の譲渡

排水設備を除くすべての下水道施設は、市長の検査(以下「工事検査」という。)の合格後、無条件及び無償で市に譲渡すること。

イ 下水道施設の維持管理

譲渡完了後の下水道施設の維持管理は、市長が行う。ただし、譲渡が完了するまでは、申請者が行う。

(工事着工)

第7条 工事は、市長が算出した工事費、舗装本復旧費及び事務費の概算額を予納後に着工するものとする。

- 2 前項の概算額の算出については、設計、契約、材料準備等、着工までの期間を考慮して行うものとする。
 - 3 工事施工期間は、市長と協議のうえ、工事の施工期間を工事工程表に計上するものとする。
- (申請者の直接施工)

第8条 第6条第1号ただし書の規定による申請者の直接施工（以下「直接施工」という。）の承認は、次に掲げる条件を満たす場合に限り行うものとする。

（1）工事の設計又は監督管理を行う者が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条各号に規定する資格を有していること。

（2）下水道施設施工業者が本市の指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、市内において下水道管工事の元請の受注実績があること。

2 直接施工の承認を受けた者は、直接施工を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）設計に関し、越前市公共下水道管渠設計基準を遵守し、市の設計審査を受けること。

（2）設計審査を受けた図書に基づき施工するとともに、図書に変更が生じたときは別途協議すること。

（3）関係官公署の許可申請等の手続を行うとともに、埋設物について事前に調査を行い、事故の発生を防止すること。

（4）越前市の下水道施工基準を遵守すること。

（5）開発行為に伴う雨水処理が下流に影響を及ぼすことがないように配慮すること。

（6）適時、市の立会いを求め、その指示に従うこと。

（7）工事に関する諸手続及び施工管理並びに竣工図書等は、市下水道発注請負工事と同様の取扱いとする。

（8）工事が完了したときは、速やかに市長の検査を受けるとともに、不合格の場合にあっては、速やかに補修し、再検査を受けること。

（9）着工届、完成届その他市長が指示する書類は、市下水道課へ提出すること。

3 直接施工を行う工事に起因した事故等については、市は一切責任を負わないものとし、第三者との紛議が生じた際は、申請者において解決すること。

4 直接施工の承認を受けた者が第1項に規定する直接施工の条件に違反したとき、及び偽りその他不正の手段により直接施工の承認を受けたときは、市長は、直接施工の承認を取り消し、又は条件を変更し、若しくは新たに条件を付するものとする。

（工事費の精算）

第9条 予納金は、工事完了後に精算し、精算額に応じて追徴又は還付を行う。ただし、舗装本復旧費及び舗装本復旧に係る事務費の精算は、行わない。

（造成地内の工事時期）

第10条 工事の施工に当たっては、工事における傷害事故を防止するため、他の業者との重複作業を避けて単独の施工期間を設定するものとする。

2 工事は、布設後の下水道管の損傷を防止するため、次に掲げる道路工事が達成された後でなければ着工しないものとする。

（1）道路の形態が完成し、道路の位置が容易に確認できる構造物が完成していること。

（2）道路完成面下500ミリメートル以内まで完成していること（下水道管及び取付け管の布設後、管上に700ミリメートル以上の土被りを維持することができること。）

（3）トラック及び重機類の出入りが容易にできる状態になっていること。

（譲渡の時期等）

第11条 第6条第2号アの規定による下水道施設の譲渡は、次の掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時に、市長に申請して行うものとする。

（1）市施工の工事 工事検査に合格した時

（2）直接施工の工事 申請者の下水道施設施工業者への工事費精算が完了した時

（その他）

第12条 本要綱に定めのない事項については、その都度市長と十分協議し、将来にわたり疑義の生じないよう配慮すること。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月 1日から施行する。

造成地内下水道管布設標準断面図

